

大網白里市ホームページ広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大網白里市（以下「市」という。）が、インターネット上に公開している公式ホームページ（以下「ホームページ」という。）への広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類及び範囲)

第2条 ホームページに掲載する広告は、バナー広告（以下「広告」という。）とする。

(広告の掲載順位)

第3条 広告の掲載順位は、大網白里市有料広告掲載要綱（平成23年告示第3号。以下「市有料広告掲載要綱」という。）第4条に定める順位とする。この場合において、同順位に複数のものがある場合は、広告掲載期間が長い広告を優先するものとし、広告掲載期間が同一の場合は、抽選により順位を決定する。

(広告の掲載位置等)

第4条 広告を掲載する位置は、ホームページ上で、市が指定した位置とし、広告掲載枠は、市長が別に定める枠数とする。

(広告の規格)

第5条 広告の規格（1枠）は、次のとおりとする。

- (1) 縦60ピクセル
- (2) 横190ピクセル
- (3) データ量 おおむね20KB以下
- (4) 画像形式 GIF形式・JPEG形式・PNG形式（動画は不可）

(広告の掲載料)

第6条 広告の掲載料は、市内に事業所等を有するものについては1枠当たり月額6,000円とし、市内に事業所等を有しないものについては1枠当たり月額10,000円とする。

(広告の掲載期間)

第7条 広告の掲載期間は、月の初日から末日までの1か月を単位とし、掲載を開始した月の属する年度の末月までとする。

2 前項の規定にかかわらず、広告掲載枠に空きがある場合は、再掲載を妨げない。

3 広告の掲載期間中、市の都合によりホームページを閉鎖した場合は、その閉鎖時間に応じて、別表に定めるところにより掲載期間を延長することができる。

(広告の募集)

第8条 広告の募集は、市の発行する広報紙及びホームページで行うものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第9条 広告原稿は、市が指定する方法により広告主の負担で作成し、市が指定する期日までに電磁的記録媒体等により提出するものとする。

(広告掲載料の返還)

第10条 広告掲載が決定した後、広告主の責に帰さない理由により、広告が掲載できなかつたときは、市有料広告掲載要綱第17条第3項の規定により、掲載ができなかつた期間を掲載予定期間で除した率で按分した広告掲載料を返還する。なお、算定した金額に100円未満の端数を生じた場合は、これを切り上げるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、掲載ができなかつた期間が14日以内の場合は、第7条第3項の規定を準用する。なお、この場合における広告掲載料にあつてはこれを返還しないものとする。

3 掲載ができなかつた期間が14日を超える場合にあつては、掲載出来なかつた期間を掲載予定期間で除した率で案分した掲載料を返還する。なお、その場合、算定した金額に100円未満の端数を生じた場合はこれを切り上げるものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載について必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第7条第3項）

| 閉鎖した時間 | 延長する日数 |
|-------------|----------------------------|
| 6時間以上24時間以内 | 1日 |
| 24時間を超えたとき | 閉鎖した時間を24時間で除して 得た日数+1日 |